

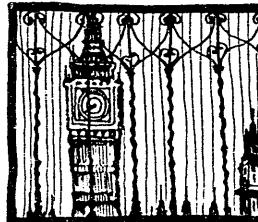
「国民退職年金及び社会保険法案」 をめぐる政府と野党の攻防

1972年4月から導入を予定されている新らしい所得比例年金制度を内容とする「国民退職年金及び社会保険法案」 National Superannuation and Social Insurance Bill が12月12日下院に提出された。本法案は、1月19日下院第2読会に上程、審議可決され、且下院の本法案に関する Standing Committee で審議中である。

この法案は全文129条と別表9からなるがその内容はすでに公けにされている2つの白書——「国民退職年金及び社会保険：所得比例による社会保障の提案」(44.1.28) と「国民退職年金：国民退職年金制度の一部適用除外に対する条件」(44.11.5) を立法化したものである。(本誌 No. 6 と No. 9 に紹介)

この2つの白書が公表されて以来、年金問題は重大な政治的課題となってきた。クロスマン氏の「国民退職年金構想」はきわめて膨大で複雑な内容をもつものである。その意味するところは、老後の国民生活にとって重大な影響——強制的に結ばれる契約はどんなものか、その契約によりどんな権利がもてるか、その権利は老後のニードを充たすためにどれだけ信頼しうるものか——をもつものである。また、国民経済的にみて、3つの重要な課題——消費者に及ぼす影響、財源調達方式の基本原則、貯蓄に対する意味づけ——を提起する。

これらの観点から、野党は政府が法案を提出する以前にこれらの課題について政府の考



(イギリス)

え方を質し論議をつくし国民の前に明らかにすべきであることを強調してきた。政府は、法案提出以前における議会審議を回避する態度であったが、ようやく12月5日、これら年金問題について議題とする審議に応じた。

政府、本法案に賭ける

クロスマン社会サービス相は、「国民退職年金及び社会保険法案」を労働党の総選挙対策軍の第一線の旗印とするものであると、高らかな進軍ラッパを吹き鳴らしている。この法律のメリットは、保守党と労働党の政策判定の材料とされ、選挙の帰趨をきめる酸性反応テストとなるであろうと、下院第2読会への法案提出の際、クロスマン氏はのべている。氏によると、「本施策は、いかにせば、老後の貧困をなくするかという20世紀における内政上最大の社会問題を扱うものである」とする。クロスマン氏の言辞からして、この法案は選挙綱領の主要項目であり、かれがすべてを賭けている一つの論点となることは明らかである。クロスマン氏は、同法案を不必要なものだとする反対論は不当きわまる偽ま

んだとのべ、本法案こそベヴァリッヂ報告以来の国民保険の制度面における最大の改革だとする。それは、国民のすべてに影響を与える、保険事業に関係をもつ大規模で強力な団体に大きな不安と不利益を与えるにはおかしい施策である。しかし、クロスマン氏にはこの不安と不利益を氣の毒がっている様子は全くみられない。氏は、若干の点において、この立法が国家にとっても私的使用者にとっても熟練労働力の面で経費のかかるものであることには否定していない。

保守党の社会サービス担当のスポーツマンであり本法案に対する最も精力的で強力な反対者の1人である Balniel 姉は、この施策をして「たくみな詐欺行為」であり、政府発行の大規模な約束手形にすぎないと評している。同氏によると、本法案はニードの最も大きい所に重点をおくことに失敗しているのは全く悲劇的であるとのべている。それは、国家制度における現状の老人の立場を他の社会成员と比してだんだん悪化させてゆく状況を創り出しているとする。保守党は、若い人や中年層を国家の所得比例制度に強制加入さ

るべきとは考えていないとのべ、かれらが国家の所得比例年金制度を欲するか、私的企業制度を欲するか、又、公共企業年金制度を欲するかの選択は自由たるべきであるとする。本法案の諸々の欠陥について、同氏は、若年令層に有利で既裁定年金受給者に不利な差別的装置だとし、将来の貯蓄の伸びを損うものであり、すでに赤字に苦悩している現状の打開を図っている際に将来へのべら棒な累犯を重ねようとしており、産業費用をも増やすそうとしているとのべている。

法案の要旨

本法案は、年金（基本的には給付と拠出の均一定額を廃止する）に関する規定とは別に社会保障給付の濫給防止のための新らしい運用措置を定め、女子については女子自身に男子の給付権と同等の資格を付与せんとしている。

年金。各被用者の年金は、満19歳から年金年令に達するまでの平均勤労所得によって計算される。本制度が発足する時点で19歳をこえる者については、その平均は施行日から計算

されることになる。本制度は20年の成熟期間をもつものであり、1972年4月以降すべての被用者は新制度による完全年金による退職年金をうけることになる。現在価格で、年収1,250 ポンドの男子は1週15ポンド5シリング（現在5ポンド11シリング）、年収1,900 ポンドの男子は13ポンド8シリング（現在5ポンド11シリング）の退職年金を得ることになる。

拠出。使用者は支払報酬の7%を納めるところになるが、その内訳は国民退職年金につき4.5%，国民保健サービスにつき0.6%，離職者基金につき0.2%である。被用者が企業年金制度の加入者であり国家制度の部分的適用除外者であれば、使用者の拠出総額は被用者の勤労所得（上限額は年収1,900 ポンド）の1.3%～5.7%に減額される。被用者はその勤労所得（上限額は年1,900 ポンド）の6.7%を拠出することになるが、その内訳は国民退職年金につき4.75%，社会保険につき1.7%，国民保健サービスにつき0.3%。部分的適用除外をうける被用者の拠出負担は5.45%に減率される。現行制度では、各被用者毎に使用

者の拠出負担は国民保健サービスにつき週8シリング使用者は3シリング2ペンスであるが、本法案によればこの負担のウエイトは使用者が被用者の2倍になっている。

年金と給付は、生活費の変動に調節するため2カ年毎に審査されることになる。一定の給付について特に定められる所得制限も全国平均勤労所得の変動を考慮して改訂されることになっている。

子供のいない寡婦が年金を取得できる最低年令は50歳から40歳に引下げられ、年金額は年令に応じスライディング・スケールにもとづくことになる。

各使用者年金制度については、当該制度を離れた加入者に対し、かりに本人が30歳以上で少なくとも5カ年の未払い年金権を有する場合には本法案の施行時から年金権を取得せしめる。使用者年金制度により本法案の施行以前に発生した年金権の保持は妨げない。

新制度による所得比例年金は、年収630ポンドまでは全被用者期間の平均勤労所得の60%，年収630～1,900ポンドの所得部分についてはその25%が保障されることになる。

野党の議会闘争

「国民退職年金及び社会保険法案」は、1月19日夜、下院第2読会を304票対244票の60票差で政府案どおり可決された。野党が提出した「本法案の第2読会での審議打切り」動議案は307票対236票の71票差で否決された。

「本院は、老後の保障を確実に保証するという国家の役割を認め、寡婦及び重症障害者に対する改善措置を歓迎するものであるが、公共企業体および企業年金制度の育成及びこれら諸制度が蓄積する貯蓄に損害を与え、既裁定年金受給者を救済せず、個々の国民と産業に対する課税及び拠出の負担を大幅に増やそうとする本法案の第2読会での審議を打ち切ることを提案する」

本法案の下院における審議打切り動議を否決された保守党は、1月29日、修正法案（企業年金制度を国家制度から全面的に適用除外せんとする）を下院に提出した。2月に入ってからの下院の本法案に関する常任委員会段階においても、「使用者の拠出負担引下げ」に関する修正案、「拠出を一般物価水準にリレー

トさせること」に関する修正案、「休業中3日間についての傷病または失業給付の遡及支給を停止すること」に関する修正案を矢張り早やに連発したが何れも否決された。

これら一連の修正案提出による議会斗争とともに、保守党は総選挙運動を目指して保守党の年金に関する代案を明らかにするため160頁に及ぶ多くの修正点をあげている。このように、本法案をめぐって大々的な議会斗争が予想されるが、野党の委員会段階での引き延ばしの予言が確実だということになれば、政府としてはギロチンを用いることを考慮せざるを得ない状況にある。保守党は、自己の代案が政府案よりも安上がりだとはいっていないが、使用者に対する拠出負担を引下げ、均一額年金制度を改善して企業年金制度の育成を図り、使用者が年金制度をもっていないか不十分な制度しかもっていない者に対する積立方式の所得比例による国家制度を考えている。

もし保守党が総選挙に勝てば、同法案のうち障害者、寡婦および社会保障給付に関する条項は採用するだろうが、年金に関する規定

を廃止して保守党案を導入することになるとみられている。すなわち、保守党議員の社会保障に関するスポークスマンである Paul Dean 議員は、2月27日夜、「保守党政権は、クロスマン氏の所得比例年金制度を廃止する」ことを公約している。曰く、「クロスマン案は、年金の国家独占への確固たる途をひらくものである。われわれは、これに反対しこれを廢

止せんとするものである。幸いにして、本制度はどんなに早くても1972年までには発足しないので、次回の総選挙における保守党の勝利によって本制度が実現されないことを意味するものである」と。

The Times.

(田中寿 国立国会図書館)

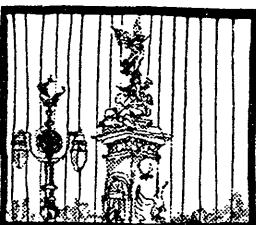
もない、どのようにしてその費用が負担されるべきか」について論じている。このなかで、保健サービスに関しては「無償の国営サービス原則を不動のものとし、増大する費用負担の解決策として大部分を使用者拠出にまつことによって財源を調達するフランス型方式に求めたい。B. U. P. A などの私的健康保険制度では決してその回答を用意することはならない」とのべている。

この私的健康保険制度に関する下院の審議において、Dunwoody 保健・社会保障省次官はクロスマン氏が私的診療の発展に関する調査研究を経済社会計画研究所 Political and Economic Planning Unit に委託する用意があるとのべた。Dunwoody 氏によると、クロスマン氏は私的診療の発展の程度、範囲などについて自主的客観的な調査研究を行うことは有意義であると考えているとのべ、この調査研究は役所がこの作業に着手または実施する領域ではないので独立の機関に委ねることが重要である点を強調した。

クロスマン氏の最近の私的制度に関する批判のはげしさをめぐり、保守党の最後のより

私的健康保険の発展の是非 について議会論争

(イギリス)



12月10日、Macmillan（保守党）議員は下院に「私的健康保険制度の発展を歓迎する」動議を提出した。これは、最近クロスマン社会サービス大臣が公けにした私的健康保険に対するはげしい非難と警告について保守党が

正式に政府の見解を求めたものといえる。

昨年12月公刊された「社会サービスに対する負担」*Paying for the Social Services* (Fabian Tract 399)において、クロスマン氏は「増大してやまない社会サービスに対する需要にと